

# 情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等	… 2
一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等	… 3

平成26年12月24日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成26年12月24日
(2) 事業者の氏名又は名称	沼南タクシー有限会社 代表者石戸泰弘
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県柏市大島田122 (本社営業所) 千葉県柏市大島田122
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成26年9月5日、監査を実施。1件の違反が認められた。 (1) 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成26年12月24日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成26年12月24日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社アイビーエス 代表者奥谷恭一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都港区芝2-3-9芝イーストビル6階 (千葉営業所) 千葉県松戸市栄町西4-1149
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	平成26年9月8日、監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)